

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 29 年 12 月 22 日

当麻農業協同組合

代表理事組合長 福井 幸司



1. 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 施主 : 当麻農業協同組合

(2) 工事名 : 平成 29 年度 胡瓜選果施設整備事業

当麻農業協同組合 胡瓜選別施設 新設工事

(3) 工事概要 : 高品質な胡瓜の安定的な出荷と選別作業労力の軽減を目的とした、胡瓜受入
・選別・出荷をおこなうプラントの新設工事

(4) 工事場所 : 上川郡当麻町中央 7-2 (既存胡瓜選別施設建屋内)

(5) 工期 : 着工 平成 30 年 4 月 2 日

完成 平成 31 年 2 月 21 日

引渡し 平成 31 年 2 月 28 日

(6) 工事請負契約の締結

本工事は、施工管理を含め、施主代行をホクレン農業協同組合連合会および全国農業協同組合連合会（以下全農という）に委託しておこなう。よって、全農所定の工事指図書（工事請負契約約款添付）、工事受注確認書、により全農と契約する。

なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。

(7) 提出資料 : 別途手続説明書において指示するとおり。

2. 公募参加資格

単体企業、特定または経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)および(3)、特定または経常建設共同企業体の要件は(2)および(3)とする。

(1) 基本条件

ア. 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第 70 条および第 71 条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出をおこなう者であること。

イ. 経常利益が直近 3 か年間連續赤字ではない者であること。

ウ. 直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点 P が 649 点以上であること。

（総合評点の評価については機械器具設置工事業にておこなう。）

エ. 申請書および資料の提出期限の日から審査完了の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。

オ. 過去に会社更生および民事再生の手続きをおこなったことがないこと。

※ 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他社が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 特定または経常建設共同企業体の要件

ア. 代表者を含む構成員すべてが(1)のア. を満たしていること。

イ. 代表者が(1)のイ. ウ. エ. オ. を満たしていること。

ウ. 協定書を必ず提出すること。

※ 協定書には「構成員が債務不履行となった場合には他の構成員が連帯して責任を負う」等の旨を記載すること。

エ. 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(3) 付加条件

ア. 建設業法における機械器具設置工事業の許可を受けていること。

イ. 北海道内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（本店または支店、若しくは政令で定めるこれに準じるもの）を有していること。

ウ. 対象工事と同種の工事の元請施工実績があること。共同企業体の場合は出資比率が 20% 以上の工事に限って認める。

※特定または経常建設共同企業体の場合は代表者が上記のア. ～ウ. を満たしていること。

3. 応募手続等

(1) 受付窓口

名称：当麻農業協同組合

住所：〒078-1314 上川郡当麻町 4 条東 3 丁目 4 番 63 号

電話：0166-84-3201 FAX：0166-84-3550

担当者：営農部 施設園芸課 課長 新保 克自

〃 課長 大平 和義

(2) 公募型プロポーザルに係る手続説明書の交付期間、場所および方法

ア. 期間：平成 29 年 12 月 22 日（金）9 時～平成 30 年 1 月 25 日（木）17 時

イ. 場所および方法：(1)の受付窓口において資料配付をおこなう他、当組合のホームページにて公開する。

(3) 公募型プロポーザル参加資格申請書および付帯資料の提出期間、場所および方法

ア. 期間：平成 29 年 12 月 22 日（金）9 時～平成 30 年 1 月 25 日（木）17 時

イ. 場所および方法：(1)の受付窓口まで持参のこと。

(4) 参加資格確認の通知日時および方法

ア. 日時：平成 30 年 1 月 29 日（月）17 時まで

イ. 方法：書面（FAX 送信）をもって通知する。通知書原本は別途郵送する。

(5) 技術提案書の提出期限、場所および方法

ア. 日時：平成 30 年 2 月 20 日（火）17 時まで

イ. 場所および方法：「公募型プロポーザルに係る手続説明書」10. に示す提出先まで持参のこと。

4. 応募の無効

本公告に示した参加資格のない者のおこなった応募、申請書または資料に虚偽の記載をした者、公募および公募に関する条件に違反した応募は無効とする。

5. 優先交渉権者の決定方法

(1) 審査体制

技術提案書の審査は「当麻農協胡瓜選別施設新設工事プロポーザル選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置しておこなう。

(2) 審査方法

審査委員会は、応募者から提出された技術提案書について、手続説明書に示す方法により総合的に評価、審査し、最も優れた提案をおこなった応募者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査項目

別途募集要項に示すとおりとする。

(4) 審査結果の公表および通知

審査結果については公表するとともに、応募者へ通知する。

(5) 優先交渉権者を選定しない場合

当審査において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も費用負担の縮減が見込めない等の理由により本工事を実施することが適当でないと判断された場合は、優先交渉権者の選定をおこなわず、その旨を公表する。

また、応募内容により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、次順位の者を優先交渉権者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける公募参加資格の確認その他の手続きに関し、施主に対し苦情申立てをおこなうことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

- ア. 公募実施に関して談合情報があった場合は、審査の延期、事情聴取、誓約書の徵取および工事費内訳書の徵取ならびに公正取引委員会への通報をおこなうことがある。
- イ. 談合の疑いがあると認められるときは、審査を取りやめことがある。
- ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(2) 注意事項

審査完了が公表されるまでの間、施主および施工管理担当者に対する本件に関する面談または電話等は一切認めない。ただし、受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) その他

詳細については公募型プロポーザルに係る手続説明書および関係書類による。

以上